



撮影：総務課

※広報はくばでは毎月表紙写真を公募しています。(時節に合わない等により採用できない場合もありますが、御承ください。)

2021 **2**
Vol.533

今月号では、4月25日(日曜日)執行の参議院長野県選出議員補欠選挙及び白馬村議会議員一般選挙について、4～7ページにお知らせを掲載しています。白馬村議会議員一般選挙については、今回の選挙から制度が変更になっている点がありますので、立候補予定の方は特に御確認をお願いします。

広報はくば

事業者の皆様へ(新型コロナウイルス関係)…………… 2
白馬村障害福祉計画等に対する意見公募の実施…………… 3
4月25日執行予定の選挙のお知らせ…………… 4～7

軽自動車等の廃車・名義変更等の手続きについて…………… 8
マイナンバーカードを作りませんか…………… 10
白馬リサイクルセンター開設のお知らせ…………… 14

白馬の豊かさとは何か
—多様であることから交流し学びあい成長する村—

事業者の皆様へ

I 新型コロナウイルス感染症に係る危機関連保証及びセーフティネット保証5号の全業種指定が延長されました

新型コロナウイルス感染症に係る危機関連保証及びセーフティネット保証5号の全業種指定の指定期間が、令和3年1月31日までとなっておりますが、それぞれ、令和3年6月30日まで指定期間が延長されました。

※同じくセーフティネット保証4号の指定期間は、令和2年12月1日までとなっておりますが、全ての都道府県の調査及び要請を踏まえ期間が3か月延長され、令和3年3月1日まで延長されています。

■危機関連保証について

危機関連保証の指定期間とは、市区町村からの認定を受けた事業者が、当該保証に係る融資実行を受けることができる期間をいいます。

認定書の有効期間は認定の日から30日です。当該認定書の有効期間内に、金融機関又は信用保証協会への危機関連保証の申込みが

必要であり、かつ、認定書の有効期間にかかわらず、上述の通り指定期間の期間内に実行する必要があります。

■セーフティネット保証について

セーフティネット保証の指定期間とは、中小企業者の住所地を管轄する市区町村長に対して事業者が認定申請を行うことができる期間をいいます。

指定期間内に市区町村に認定申請を行った場合には、認定書の発行及び金融機関又は信用保証協会へのセーフティネット保証の申込みが指定期間後であった場合でも、セーフティネット保証の対象となります。

認定書の有効期間は認定の日から30日です。認定書の有効期間内に、金融機関又は信用保証協会へセーフティネット保証の申込みをすることが必要です。

II 新型コロナウイルス感染症防止策の徹底をお願いします！

■施設・店舗における感染拡大予防ガイドラインの遵守

村内事業者の皆様は、感染拡大予防ガイドラインの遵守を徹底するとともに、対策を講じていることを店頭及び店内に掲示して、お客様に協力を呼び掛けるようにしてください。

* 予防策の例

・入場者の制限、施設内での物理的距離の確保、お客様が手を触れられる箇所の定期的な消毒、健康状

態の聞き取り、入口での検温、コンタクトカードの設置など

・スタッフ等の手洗い、手指消毒、マスクの着用、定期的な換気など基本的な感染防止策を徹底してください。また、対応可能な場合は時差出勤等を積極的に導入し、職場に出ているスタッフ数が通常より少なくなるよう努めてください。



白馬村障害福祉計画・白馬村障害児福祉計画(案)及び白馬村高齢者福祉計画(案)に対する意見公募(パブリックコメント)を実施します

村では、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする白馬村障害福祉計画・白馬村障害児福祉計画及び白馬村高齢者福祉計画を策定しています。

この計画のうち、白馬村障害福祉計画・白馬村障害児福祉計画では、村の障害福祉サービス及び障害児通所支援等の提供体制の確保、その他円滑な実施に向けて、国の基本方針に基づく成果目標や障害福祉サービス及び障害児福祉サービス等の見込みと今後の施策を定め、白馬村高齢者福祉計画では、村の高齢者等を取り巻く状況や課題を整理し、地域包括ケアシステムや介護保険制度の適正な運営に向けて、基本的な政策目標や重点的な取組事項等を定めるものです。

この計画の策定にあたっては、白馬村社会福祉推進委員会を設置し、各部会において検討と審議を進めています。

委員会において計画(案)がまとめられましたので、これを村民の皆様にお知らせするとともに、皆様のご意見を集約してそれを計画に

反映させるため、左記のとおり意見公募(パブリックコメント)を実施します。

意見公募の概要

1. 案件名

白馬村障害福祉計画・白馬村障害児福祉計画(案)
白馬村高齢者福祉計画(案)

2. 資料の閲覧方法

(1) 白馬村行政ホームページ
<http://www.vill.hakuba.lg.jp/>

(2) 文書閲覧

窓口／白馬村役場 健康福祉課
時間／土・日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで
※個別に対応が必要な方は、健康福祉課までお問合せください。

3. 意見の公募方法

(1) 公募期間
令和3年2月15日(月曜日)から
令和3年3月16日(火曜日)まで

(2) 意見を提出できる方

- ・ 村内に住所を有する者
- ・ 村内に事務所又は事業所を有する者及び法人その他団体
- ・ 村内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- ・ 村内の学校に在学する者
- ・ 本村に対して納税義務を有する者

(3) 意見の提出様式

提出様式は自由ですが、
・ 題名に【パブリックコメント 白馬村障害福祉計画・白馬村障害児福祉計画(案)について】又は【パブリックコメント 白馬村高齢者福祉計画(案)について】と記入してください。

(4) 意見の提出方法

①住所、②氏名、③性別、④年齢、⑤電話番号等の連絡先を明記の上、次のいずれかの方法により提出してください。
なお、記入いただく個人情報(住所、氏名等)については、提出し

ただく意見を確認する目的以外には利用しません。

・ 郵送 〒399-6363
白馬村大字北城7025番地
白馬村役場健康福祉課 行
・ 持参 白馬村役場健康福祉課
窓口
・ FAX 0261-7217001
・ 電子メール
hukushi@vill.hakuba.lg.jp

(5) 公募結果の公表

提出された意見及びその反映状況等は、令和3年3月下旬に白馬村行政ホームページで公表します。
・ 提出された意見への個別の対応はいたしませんので、ご了承ください。



4月25日(日曜日)は

参議院長野県選出議員補欠選挙 白馬村議会議員一般選挙の投票日です

・参議院長野県選出議員補欠選挙 告示日 4月8日(木曜日)

・白馬村議会議員一般選挙 告示日 4月20日(火曜日)

今回の選挙は、どちらにも私たちの未来を託すとても身近で大切な選挙です。
棄権することなく必ず投票に行きましょう。

投票日・投票時間 4月25日(日曜日) 午前7時～午後8時

●注意点

○政治活動の制限

公職選挙法の規定により、4月8日以降は長野県内において政党その他の政治団体(後援会等)の政治活動のうち、政談演説会、街頭演説会、宣伝告知のための自動車の使用、宣伝告知のための拡声機の使用、ポスター掲示、立札

及び看板の類の掲示、ビラの頒布等を行うことができません。白馬村議会議員一般選挙の立候補予定者は十分ご注意ください。

○期日前投票

4月9日から4月20日までは参議院長野県選出議員補欠選挙のみの投票となりますのでご注意ください。

●白馬村で投票できる人

投票できる人は、選挙人名簿に登録されている次の人です。

○年齢

投票日に満18歳以上の人(平成15年4月26日までに生まれた人)

○住所

▽参議院長野県選出議員補欠選挙 令和3年1月7日までに

白馬村への転入届出が済んでいて、参議院長野県選出議員補欠選挙の選挙人名簿登録基準日「令和3年4月7日」現在、引き続き村内に住所がある人

▽白馬村議会議員一般選挙 令和3年1月19日までに白馬村への転入届出が済んでいて、白馬村議会議員一般選挙の選挙人名簿登録基準日「令和3年4



月19日「現在、引き続き村内に住所がある人(ただし、基準日以降に村外へ転出された人は投票できません)」

●住所移転の届出をされる

(された)人(参議院長野県選出議員補欠選挙のみ)

▽白馬村から県内へ転出される(された)人 令和3年1月8日以降に白馬村から転出された方は、白馬村の投票所での投票になります。(ただし、白馬村の選挙人名簿に登録されていることが必要です。)

▽白馬村に転入された方 白馬村への転入届を令和3年1月8日以降に提出された方は、転入前の住所(選挙人名簿登録)地の市区町村で投票することになります。

●期日前投票

投票日当日に仕事や旅行、シジャー、冠婚葬祭等の用務がある場合、選挙期日前であっても、選挙期日と同じ手続きにより投票を行うことができる制度です。

○投票場所 白馬村役場2階
201・202会議室

○投票時間 午前8時30分から

午後8時まで

○投票期間

▽参議院長野県選出議員補欠選挙
4月9日(金曜日)～4月24日(土曜日)

▽白馬村議会議員一般選挙

4月21日(水曜日)～4月24日(土曜日)

○持ち物 投票所入場券をお持ちください。

※新型コロナウイルス感染症対策として、入場券裏面の期日前投票宣誓書(兼請求書)はご自宅でご記入の上お持ちください。

●不在者投票

○滞在先の市区町村での投票

仕事先、旅行先などで村外に滞在中の場合、白馬村以外の市区町村選挙管理委員会に不在者投票ができます。

①投票用紙の請求

「宣誓書(兼請求書)」に必要事項を記入し、白馬村選挙管理委員会まで請求してください。(直接当事務局にお越しいただき請求することもできます。)

※選挙期日の告示前でも受付しています。

②投票用紙受領後の注意点

告示日後に、「投票用紙」「不在者投票封筒(内・外)」「不在者投票証明書」を郵便書留で送付しますので、受け取られましたら所定の期間に最寄りの市区町村の選挙管理委員会にお出かけください。

「投票用紙」等と共に送りする投票方法の説明に従って投票してください。このとき、先に投票用紙等に記入したり、「不在者投票証明書」を開封すると無効となってしまうのでご注意ください。

③投票期間及び時間

期日前投票の期間と同じですが、遠方の市区町村や時間によっては投票日に間に合わない場合がありますので早急にお出掛けください。(時間、場所については、各市区町村の選挙管理委員会へお尋ねください)

④投票用紙の返送

投票手続きの済んだ投票用紙は市区町村の選挙管理委員会が白馬村へ返送します。この投票用紙は、投票日当日、閉鎖時刻までに定められた投票所に到着しなければなりません。郵送には日数がかかりますので、請求や投票の手続きはお早めにお願います。

○病院や老人ホームなどの投票

指定病院や指定老人ホームなど、都道府県の選挙管理委員会が不在者投票施設に指定した施設や法令で定められた施設に入院・入所中であれば、その施設で不在者投票ができます。投票用紙などの請求は、施設の長等を通じて行いますが、自分で直接請求することもできます。

○郵便等による投票

身体障害者手帳などをお持ちの方は、下記に該当する場合、自宅などで投票できます。

※この制度を利用して投票するためには、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けなければなりません。交付申請の際には、下記の手帳を提出していただく必要がありますので、まずは選挙管理委員会までお問い合わせください。

※「郵便等投票証明書」の交付を受けた方からの投票用紙等の交付請求期限は、令和3年4月21日(水曜日)までとなります。

○郵便等による不在者投票の対象者

▽身体障害者手帳の交付を受けている人



* 両下肢・体幹・移動機能の障がい
(1級又は2級)

* 心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸の障がい(1級から3級)

* 免疫・肝臓の障がい(1級から3級)

▽戦傷病者手帳の交付を受けている人

* 両下肢・体幹の障がい(特別項症から第2項症)

* 心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・肝臓の障がい(特別項症から第3項症)

▽介護保険の被保険者証の交付を受けている人

* 要介護5

○代理記載制度の対象者(代理人が投票用紙に記載することができ

る人)

▽身体障害者手帳の交付を受けている人

* 上肢または視覚の障がい(1級)

▽戦傷病者手帳の交付を受けている人

* 上肢または視覚の障がい(特別項症から第2項症)

●選挙公報

選挙公報はそれぞれ次のとおり配布、行政ホームページへ掲載、役場市民ホールへの備え置きを行な

います。

▽参議院長野県選出議員補欠選挙
区長を通じて各世帯に配布します

▽白馬村議会議員一般選挙 告示日の翌日に各世帯へ郵送致します。(無投票になった場合は、選挙公報を発行しません。)

お手元に届かない、郵送を希望する場合は選挙管理委員会までお問合せください。

●入場券

参議院長野県選出議員補欠選挙と白馬村議会議員一般選挙の入場券は両選併せた1枚の入場券で、世帯ごとに参議院長野県選出議員補欠選挙の告示日以降に郵送で発送します。



白馬村議会議員一般選挙へ 立候補を予定されている方へ

●新たに村の選挙における
供託金制度と公営拡大
が導入されました

公職選挙法の改正及び白馬村議会議員及び白馬村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定により、次のとおり制度が変更になりました。

○供託金制度の導入・・・供託金15万円(立候補届出日より前に法務局にて手続きが必要です)

○ビラ頒布の解禁・・・
上限枚数1,600枚

○選挙公営の拡大
①選挙運動用自動車の使用
②選挙運動用ビラの作成
③選挙運動用ポスターの作成

●正しい選挙運動を

選挙運動ができるのは、立候補の届出が受理されてからです。それ以前の選挙運動は

一切することができません。また、公職選挙法により禁止されている運動は次のとおりです。

○戸別訪問

各家庭や会社などを回って特定の候補者に投票するように頼んだり、選挙運動のために各家庭に演説会の開催を知らせたり、候補者の氏名や政党名などを言い歩くことは禁止されています。

○飲食物の提供

選挙事務所などでは、運動員に通常用いられる茶菓子や限られた金額と数量の弁当以外の飲食物を出すことは禁止されています。

・有権者が陣中見舞いに酒やビールを選挙事務所を持っていくことは違反になります。
・選挙事務所などで、お茶代わりに酒やビールを出すことも禁止されています。





○買収供応・選挙妨害

・選挙運動のために買収をしたり、ご馳走をしたりされたりすることは違反です。

・候補者についてのデマをとばすこと、候補者や選挙人、運動員を脅したり、演説や集会を妨害したり、選挙ポスター、看板などを破損し、運動を妨げることは禁止されています。

○寄附の禁止

公職の候補者または公職の候補者になろうとする者は、選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもっても寄附をすることはできません。

●白馬村議会議員一般選挙日程

日時	内容	場所
4月6日(火曜日) 13:30～	立候補予定者説明会	役場多目的ホール
4月13日(火曜日) 9:00～12:00	届出書類事前審査(南部)	役場庁議室
4月13日(火曜日) 13:00～16:00	届出書類事前審査(北部)	役場庁議室
4月14日(水曜日) 9:00～12:00	届出書類事前審査(中部)	役場庁議室
4月19日(月曜日)	選挙人名簿登録基準日・登録日、選挙運動用自動車点検	役場駐車場
4月20日(火曜日)	選挙告示日、立候補届出、選挙運動開始	役場多目的ホール
4月21日(水曜日)	期日前投票開始	役場201・202会議室
4月22日(木曜日)	選挙立会人届出最終日	
4月24日(土曜日)	期日前投票最終日	役場201・202会議室
4月25日(日曜日)	選挙期日・投開票	
4月26日(月曜日) 9:00～	当選証書付与	役場多目的ホール

違反のない明るい選挙を実現しましょう。

お問合せ 白馬村選挙管理委員会 (白馬村役場) 電話：0261-72-5000



軽自動車等の廃車、名義変更等の手続きについて

軽自動車税は、4月1日現在、軽自動車等を所有している方に1年度分が課税されます。廃車や名義変更をすべき軽自動車等がある方は下記の対応機関にて、手続きをしてください。

ご注意ください。

○軽自動車等を手放しても申告しなければ課税されます。

軽自動車等を売却、譲渡又は解体していても、4月1日時点で廃車や名義変更の手続きが行われていない場合は、軽自動車税が課税されます。

○廃車を業者に委託したからといって安心してはいけません！

4月1日間は手続きの窓口が大変混み合います。廃車を委託した業者が4月1日までに手続きを済ませられない場合もありますので、お早目に手続きを依頼するかご自身で済ませることをお勧めします。

手続き場所や必要なもの

項目	車種	
	<ul style="list-style-type: none"> ・原動機付自転車 ・小型特殊自動車（農耕用作業車含） 	<ul style="list-style-type: none"> ・軽二輪車（排気量 125cc 超 -250cc 以下） ・小型二輪車（排気量 250cc 超） ・三輪 / 四輪の軽自動車
手続き場所 住所及び 電話番号	<ul style="list-style-type: none"> ・白馬村役場 税務課 （白馬村大字北城 7025 番地） Tel : 0261-85-0712 	<p>【軽二輪車及び小型二輪車】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松本自動車検査登録事務所 （松本市平田東 2 丁目 5 番 10 号） Tel : 050-5540-2043 <p>【三輪 / 四輪の軽自動車】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車検査協会 長野事務所 松本支所 （松本市平田東 2 丁目 1 番 11 号） Tel : 050-3816-1855 <p>※最寄の自動車販売店等で手続きを代行している場合あり</p>
廃車の際 必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者及び使用者の印鑑 ・窓口に来られる方の本人確認書類 ※1 ・ナンバープレート ・※ 2 	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者及び使用者の印鑑 ※3 ・車検証 ・ナンバープレート ・使用済自動車引取証明書 ※4 ・※ 5
名義変更の際 必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・新旧所有者及び使用者の印鑑 ・窓口に来られる方の本人確認書類 ※1 ・ナンバープレート（同居親族の方に名義変更する場合は不要です。） ・※ 2 	<ul style="list-style-type: none"> ・新使用者の印鑑 ※3 ・新旧所有者の印鑑 ※3 ・車検証 ・ナンバープレート ※6 ・住民票抄本、印鑑証明書、サイン証明のいずれか 1 点（発行されてから 3 か月以内のもの）※7 ・自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書 ・※ 5

※ 1 運転免許証等の顔写真付きのものであれば 1 種類、保険証等の顔写真付きでないのであれば 2 種類必要です。

※ 2 所有者の同居親族以外の方が申請する場合は、上記に加えて委任状が必要になります。

※ 3 個人の場合は認印、所有者が法人の場合は代表者印が必要です。

（押印に係る制度、取扱等につきましては、各機関にお問合せの上、手続きを行ってください。）

※ 4 軽自動車を引渡しの際、引取業者から交付されます。

※ 5 記載は、あくまで原則となりますので、必ず上記手続き場所に電話等で必要なものを確認の上、お手続願います。

※ 6 以前の住所と同じ管轄であれば必要はありません。

※ 7 法人の場合は、発行から 3 か月以内の商業登記簿謄本（又は抄本）、登記事項証明書、印鑑（登録）証明書のいずれか 1 点。

お問合せ 白馬村役場税務課 軽自動車税担当 電話：0261-85-0712



シリーズ固定資産税 令和3年度評価替えに向けて⑨／⑩

本号では、固定資産の価格に係る不服審査と情報開示についてお伝えします。

不服審査制度の概要

固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある納税者は、白馬村に設置されている固定資産評価審査委員会に審査を申し出ることができません。この審査の結果、固定資産課税台帳に登録された価格が固定資産評価基準に照らして不適当なものであることが認められると、固定資産課税台帳に登録された価格が修正され、税額が修正されることとなります。ただし、土地の場合は、税負担の調整措置を講じているため、価格が修正されても税額に影響がない場合もあります。

審査申し出制度の流れ

- ・白馬村長 納税通知書の送付
(4月以降)
- ←
- ・納税者 固定資産評価審査委員

会への審査の申出(※価格のみ)

(納税通知書の交付を受けた日から3ヶ月を経過する日までの間)

※価格以外の台帳登録事項(納税義務者に当たるかどうかが、課税客体に当たるかどうかが等)は固定資産評価審査委員会では無く、白馬村長に対し審査請求を行っていただきます。また、審査申出ができるのは基準年度(令和3年度)のみであり、基準年度の価格をもって据置年度(令和4年度、令和5年度)の固定資産税の課税標準とされた場合、審査申出はできません。

←

・審査委員会 審査の決定
(申出を受けた日から30日以内に審査決定。決定のあった日から10日以内に通知)

←

・納税者 裁判所への取消の訴え(審査委員会の決定に不服がある時は、その決定があったことを知った日から6ヶ月以内に決定の取消の訴えを提起することができます)

情報開示について

納税者へ固定資産税を理解していただくことを目的として縦覧制度をはじめ固定資産税についての情報開示の制度があります。

縦覧制度

土地価格等縦覧帳簿、家屋価格等縦覧帳簿により、土地又は家屋の納税者が白馬村内の土地又は家屋の価格を縦覧できます。

縦覧期間：4月1日～4月20日
または、第1期納期限のいずれか遅い日まで

固定資産課税台帳の閲覧制度

納税義務者や借地・借家人等の求めに応じて関係する固定資産についての固定資産課税台帳の閲覧ができます。

固定資産課税台帳記載事項の証明制度

納税義務者や借地・借家人等の求めに応じて関係する固定資産についての固定資産課税台帳記載事項証明書の発行を受けることができます。

4月にお届けする固定資産税納税通知書には税額や価格が記載された課税明細が同封されています。審査申出や情報開示には期間や期限がありますので、納税通知書は必ず開封し中身を確認して下さい。その際、疑問や不明な点があればお気軽に税務課までご相談下さい。

土地の課税に関する情報

先月号にて、令和3年度の税制改正において、土地所有者の負担増を回避する方向であることをお伝えしました。その後、政府では、「令和3年度税制改正の大綱」を閣議決定し、現在は地方税法改正に向け作業が進められています。

これにより、令和3年度に限り、評価替によって評価額が上昇した土地であっても税額の計算根拠となる課税標準額は令和2年度と同額となります。

ただし、地目の変更や土地の使用状況に変化があった場合は増額となります。一律に土地の税額が上昇しないというわけではありませんのでご注意ください。



村税・料金の お支払いについて

2月納期の村税及び料金	第9期分
国民健康保険税	第4期分
固定資産税	第7期分
後期高齢者医療保険料	2月請求分
上下水道料金	

納期限及び口座振替日

2/25^木

■納付方法・納付場所

表中の納付方法及び納付場所でお支払いができます。

	上下水道料金	後期高齢者医療保険料	固定資産税	国民健康保険税
現金払 (金融機関及び役場会計室)	○	○	○	○
現金払 (コンビニエンスストア)	○	-	-	-
口座振替	○	○	○	○
クレジットカード インターネット決済	-	-	○	○
クレジットカード 窓口決済	-	-	○	○

お問合せ 白馬村役場 上下水道課 電話:0261-85-0714 住民課 電話:0261-85-0715 税務課 電話:0261-85-0712

マイナンバーカードを作りませんか

★マイナンバーカードの交付申請書がお手元に届きます

マイナンバーカードをお持ちでない方を対象に、マイナンバーカードの申請に必要な交付申請書が、令和2年12月下旬から令和3年3月末にかけて、国の機関である地方公共団体情報システム機構より皆様のお手元に届きます。

※ただし、左記に掲げる方につきましては対象外となります。

- ・令和2年10月31日時点で75歳以上のかた
- ・令和2年中に出生、転入等によりQRコード付き申請書が添付された個人番号通知書または通知カードの送付を受けたかた

★この申請書での申し込み方法は次の2つです

①郵送による申請

・同封の封筒に交付申請書を入れて申請してください。

②スマートフォンやタブレットによるオンライン申請

・顔写真データを準備のうえ、交付申請書にあるQRコードを読み取ってください

★申請方法及び受け取り方法

上記の2つの方法のどちらかで申請する

約1カ月

交付通知書に記載された必要書類を持参して、申請者本人が住民課に来庁

自身でパスワードを設定しマイナンバーカードを受け取る

《受付時間》

必ず受け取り予約の電話(直通:0261-85-0715)をしてください!!
平日窓口 午前8時30分から

午後5時まで
・夜間窓口 毎週木曜日 午後5時45分から午後8時まで
・休日窓口 毎月第2土曜日 午前9時から午後4時

★さらに、健康保険証としてずっと使えます!!

マイナンバーカードを使えば、就職や転職、引越しても保険証の切替えを待たずにカードで受診できます。

※ただし、保険の切り替え等の手続きは従来通り必要です。また、マイナンバーカードを利用できるシステムが導入されている医療機関しか利用できません。



お問合せ 白馬村役場 住民課住民係 電話:0261-85-0715

公営塾「しろうま學舎」 齊藤・山下

年末から、1月上旬にかけての大雪では、大糸線が止まるなどして大町・小谷方面から通学している塾生にも影響が出ました。また、久しぶりに塾の入り口階段の雪かきをしました。

1月中旬に、今年度から始まる大学入学共通テストがあり、受験する塾生は毎日夜8時過ぎまで塾で熱心に勉強をしていました。良い結果が出ることを期待しています。

1月末で、3年生は塾利用が終了します。2月中旬には、1、2年生は学年最後の定期テストがあり、それに向けて、しっかりサポートしていきまします。その後は、進路相談も実施していく予定です。

観光課付 白馬村観光局派遣 マーケティング担当 清宮

1月中旬には徹底的な感染症対策の下、バックカントリースキーの大会「TOYOTIRES FREERIDE HAKUBA2021」が無事開催されました。今年も選手たちの迫力あるパフォーマンスを後日ネット配信のディレイライブという形で見る事が出来ました。その他、引き続き白馬村観光局オリジナル商品の企画開発・販売、各ゲレンデ等の状況を村内外へ発信するため撮影へ出向き随時SNS等にてリアルタイムな情報発信を行っています。

オンライン販売サイトSTORES.jp <https://hakubaoriginal.stores.jp/>
 白馬村観光局facebook <https://www.facebook.com/hakubavillage>
 Instagram <https://www.instagram.com/hakubalife/>

総務課

移住・定住担当 大石

多文化共生の情報発信業務のウエイトが増えてきたように感じます。県でも日本語での情報が届きにくい外国人を対象として頻繁に情報を発信しています。移住定住も同様ですが、必要としている人に的確に情報を届けられるよう努力していきます。

白馬高校支援係 高校寮スタッフ 上山・筒井

しろうまパルハウス女子寮スタッフは最近除雪に追われています。私は南国生まれなので雪かき自体が新鮮で、初めの頃はとても楽しく除雪していました。が、流石に毎日になると疲れてしまいますね…。

ですが、除雪して出来た雪山で寮生がまくらを作ったり、ソリで遊んでいたりする姿を見ると「もっとどっかい雪山を作るぞ〜」とやる気が出てきます。寮でまだコロナ感染者が出ていないのは寮生の感染対策の賜物だと思います。寮生に少しでも楽しんでもらえるよう、スタッフは今日も雪山づくりを頑張ります。



シリーズ 白馬村立地適正化計画⑦ 持続可能なコンパクトなまちづくり

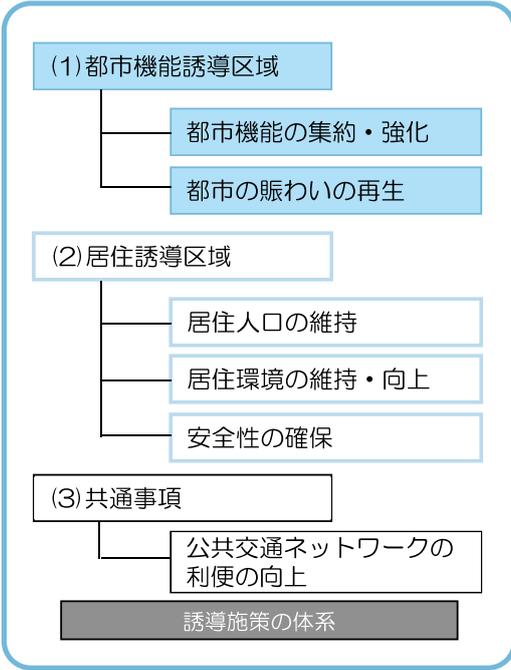
白馬村では、村全体の都市構造を見直し、人口減少や少子高齢化に対応したコンパクトな村を目指すための取り組みを示す「立地適正化計画」の策定を進めており、この計画についてシリーズでお伝えしています。

7回目となる今回は、誘導施策と数値目標についてお伝えします。

誘導施策

誘導施策とは、都市機能誘導区域への都市機能の誘導、及び居住誘導区域への居住の誘導を促進するために講ずる施策です。区域内の居住環境を向上させるための施策のほか、都市機能誘導区域への移動手段の確保という観点から、公共交通に関する施策も含まれます。

誘導施策には、国などが直接行うもの、国などの支援を受けて白馬村が行うもの、白馬村が独自に行うものがあり、これらを組み合わせ効果的に展開し、12月号でお伝えした届出制度の適正な運用と併せて、都市機能及び居住の誘導を図っていきます。



(1) 都市機能誘導区域

◎都市機能の集約・強化

- ・課税の特例措置や補助制度の活用による誘導施設の整備促進
- ・民間事業者への補助・低利融資制度の活用促進による誘導施設の整備促進
- ・居住誘導区域外の誘導施設・公共施設を統廃合する際、及び新規立地の際の、都市機能誘導区域内への誘導と適正配置
- ・空き家、空き店舗、未利用公有地の誘導施設用地としての活用の促進
- ・快適な歩行空間を整備し、回遊性やまちの魅力を向上させることによる、誘導施設の集約が図られる環境づくり

◎都市の賑わいの再生

- ・都市機能の集約と土地の有効な利活用による白馬駅周辺の魅力向上
- ・景観計画(策定中)に基づく、地域の魅力の向上と土地の有効な利活用による白馬駅周辺の賑わいの再興

(2) 居住誘導区域

◎居住人口の維持

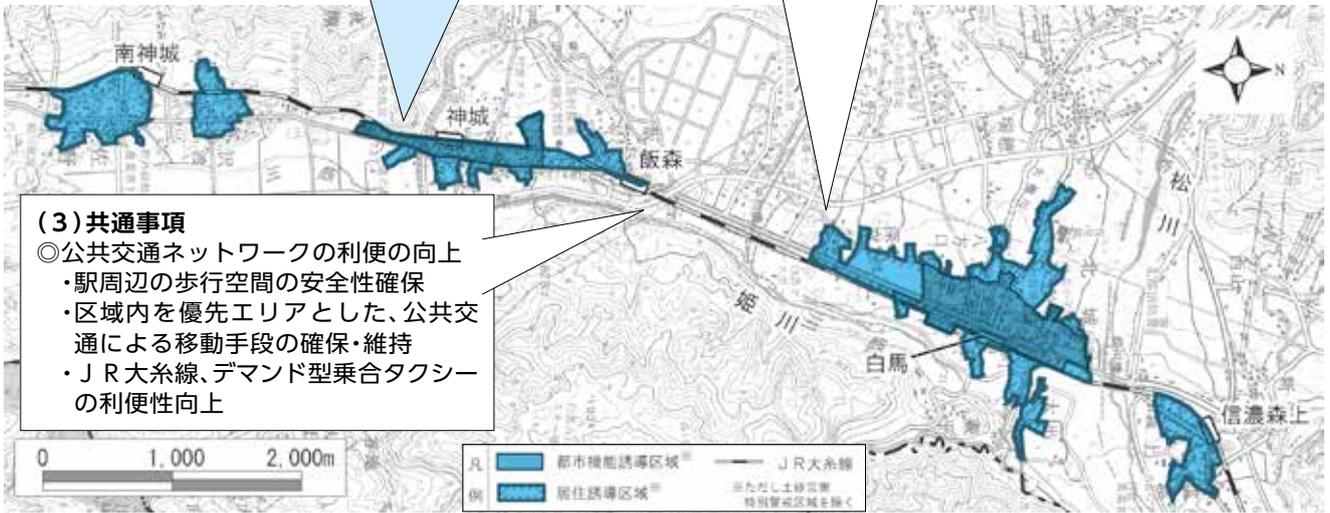
- ・区域内への住宅建設時の初期投資への補助等、転居や移住への支援
- ・住宅への再生可能エネルギー導入などへの補助上限のかさ上げなど、区域内の住宅建設時の付加価値向上

◎居住環境の維持・向上

- ・都市基盤(道路・上下水道など)の重点的な整備
- ・景観計画に基づく地域の魅力と居住環境の向上

◎安全性の確保

- ・区域内で災害のおそれのある箇所への重点的な災害対策
- ・災害のおそれがある区域に関する詳細調査を踏まえた防災指針の策定による、安全なむらづくり



(3) 共通事項

◎公共交通ネットワークの利便性の向上

- ・駅周辺の歩行空間の安全性確保
- ・区域内を優先エリアとした、公共交通による移動手段の確保・維持
- ・JR大糸線、デマンド型乗合タクシーの利便性向上

誘導施策

数値目標とその考え方

計画の基本理念及びまちづくりの方針を効果的に実現するため、令和22(2040)年度の数値目標を設定します。

白馬村では今後、人口減少及び少子高齢化の進行が予想される中で、現在の都市機能、地域コミュニティ、公共交通を維持していくことが重要であるため、

◎都市機能誘導区域内の誘導施設数

◎居住誘導区域内の人口密度

◎JR大糸線の利用者数

以上3点について令和22(2040)年度時点で現状値を維持していることを目標とします。

計画の公表(令和3年3月末予定)後は、誘導施策を実施しつつ、これらの目標値の達成状況、届出の状況、誘導施策の進捗状況などをおおむね5年ごとに評価します。その評価や社会情勢の変化などを踏まえ、都市機能誘導区域・誘導施設及び居住誘導区域の変更や、誘導策の見直しなど、計画の見直し・改善を必要に応じて行うことで、人口減少と少子高齢化に対応し、持続可能なコンパクトなまちづくりを進めていきます。

◎居住誘導区域内の人口密度

居住誘導区域	目標値 (人/ha)
信濃森上駅 周辺地区	16.5
白馬駅 周辺地区	15.4
飯森駅・神城駅 周辺地区	16.1
南神城駅 周辺地区	10.2

※平成27(2015)年の値を維持

◎都市機能誘導区域内の誘導施設数

- ①役場・図書館など、村内全域の村民の生活に必要な施設
- ②診療所など、主として周辺住民の日常生活に必要な施設

	①高次の都市機能を有する施設	②日常サービス機能を有する施設
白馬駅 周辺地区	6施設	11施設
神城駅 周辺地区	-	8施設

※令和2(2019)年度の値を維持

◎JR大糸線白馬駅・神城駅の年間乗客数

123,005人 ※平成29(2017)年度の値を維持

お問合せ 白馬村役場 建設課土地利用・建築係 電話：0261-85-0724

令和2年度

白馬村交通安全・暴力追放村民大会

令和2年度白馬村交通安全・暴力追放村民大会が12月18日に開催されました。

大会では白馬村交番所長・岡澤浩氏による講話や、村内の小学校から応募のあった交通安全標語コンクール作品約400点の中から入選作品が表彰されました。入選された皆さん、おめでとうございます。

交通安全標語コンクール 入選作品

◎優秀賞

「まあいいか その判断が事故の元」

白馬南小学校 5年
太田 実里 さん

◎佳作

「大丈夫 軽い気持ちで事故招く」

白馬北小学校 5年
宮澤 諒光 さん

「危険だぞ ふざけながらの登下校」

白馬南小学校 3年
船附 政斗 さん

また、大会中に交通安全宣言・暴力追放宣言が交通安全協会荒木女性部長並びに井坂部長により宣言され、全会一致で採択されました。これによって、村民が一丸となって、安全で安心して生活できる地域づくりを推進していくことを確認しました。



お問合せ 白馬村役場 総務課 総務係 電話：0261-72-7002

浄化槽のおはなし

みなさんは下水道のない地域でどのように汚水処理しているか、ご存知ですか？ 普段下水道を利用しての方は、いわゆる『ポットン便所』を想像するかもしれません。かくいう私も、白馬へ引越してくるまでは下水道のある地域で生活していましたが、「下水道のない地域の人はポットン便所で大変だなあ」なんてことを考えていました。

下水道代わりの浄化槽

実は今でもそういった地域ではポットン便所を使っています！
：などということはなく、多くの人は今回のメインテーマであるところの『浄化槽』を使っています。

浄化槽とは、読んで字のごとく、浄化をする水槽です。浄化槽へ流れてきた生活排水は、内部で浄化され、きれいな水になって放流されます。内部の構造は、下水道の終末処理場、白馬村では大出地区にある白馬村浄化センターとほぼ同じです。



ポットン便所と浄化槽の違い

	ポットン便所	浄化槽
水	たくさんは流せない	処理に水が必要
機能	貯留→汲取	浄化→放流
管理	衛生対策 汲み取り	定期的な点検 汲み取り
におい	におう場合もある	しない ※要適正管理

ポットン便所では水をあまり多く流すことができませんが、浄化槽を設置している建物では、下水道と同じように汚水を処理していますので、下水道を利用してのと同じように水を流すことができます。

設置費用について

一般的な一軒家で浄化槽を設置する場合、百万円以上します(あくまで一般的な金額であり、実際に設置をする場合は設置条件や個別の事情により金額が変動します)。村では浄化槽の設置に対

白馬リサイクルセンター開設のお知らせ

北アルプス広域連合が建設しています「白馬リサイクルセンター」が、令和3年4月にオープンします。
リサイクルセンターは、旧白馬山麓清掃センターで受入れを行なっていました、リサイクル物・不燃ごみ、及び可燃ごみをパッカー車へ積替える施設です。
白馬リサイクルセンターの場内は、事故防止のため一方通行となりますので、場内の標識等に従い搬入するようお願いいたします。

○白馬リサイクルセンターのご案内

所在地	白馬村大字北城9305番地14(旧白馬山麓清掃センター東側)
持ち込み可能日	平日 午前9時から午後3時
休日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月31日、1月1日) なお、繁忙期は「特別受け入れ」を予定しています。

持ち込めるごみ

燃えるごみ	※必ず「指定袋」に入れてください
燃えないごみ	金属類 ※必ず「指定袋」に入れてください
	ガラス・陶磁器くず
リサイクル物	プラスチック製容器包装、白色トレイ、ペットボトル
	ガラスびん(透明、茶色、その他の色)
	紙製容器包装、紙パック、段ボール、新聞、雑誌、雑がみ
	衣類・布類
	廃食用油 営業に供した廃油は受入れません
有害ごみ	小型家電
	乾電池・蛍光灯・蛍光ランプ、水銀式の温度計・体温計

※ごみ・リサイクル物の分け方・出し方ガイドブックをご覧ください。

※粗大ごみ(布団・シート・建築廃材等)は受け入れできません。

【お問合せ先】 北アルプス広域連合 総務課エコパーク管理係 ☎0261-85-5311

開設後の連絡先: 白馬リサイクルセンター

☎0261-72-3312 (FAX:0261-72-3313)

また、北アルプス広域連合のホームページに、営業日カレンダーが掲載されますのでご利用ください。

<http://www.kita-alps.omachi.nagano.jp/gyoum/gomisyori/calendar.pbf>

※ごみの収集、粗大ごみ・リサイクル物集積場の開設等については、

白馬村役場 住民課 環境衛生係 ☎0261-85-0715まで、

お問合せください。



して一定額を補助する補助金制度を設けていますので、この記事を読んで気になった方は下水道課や浄化槽を設置することのできる業者さんへご相談してみてください。

浄化槽の管理

右の表をご覧くださいと、浄化槽は定期的な点検が必要だということが分かります。この点検は簡単ではなく、専門の知識が必要です。

まず、浄化槽は微生物を使って汚水を処理しますので、いつまでも放っておくわけにはいきません。大きさによりますが、一般的な浄化槽では、四か月に一回点検をしなければいけません。

また、微生物は汚水の養分を食べて活動しますが、死なないように維持管理をしていると無限に繁殖します。維持管理をちゃんとしていても、微生物を放っておいてはいけません。増えすぎた微生物は汲み取りをして減らさなければいけません。

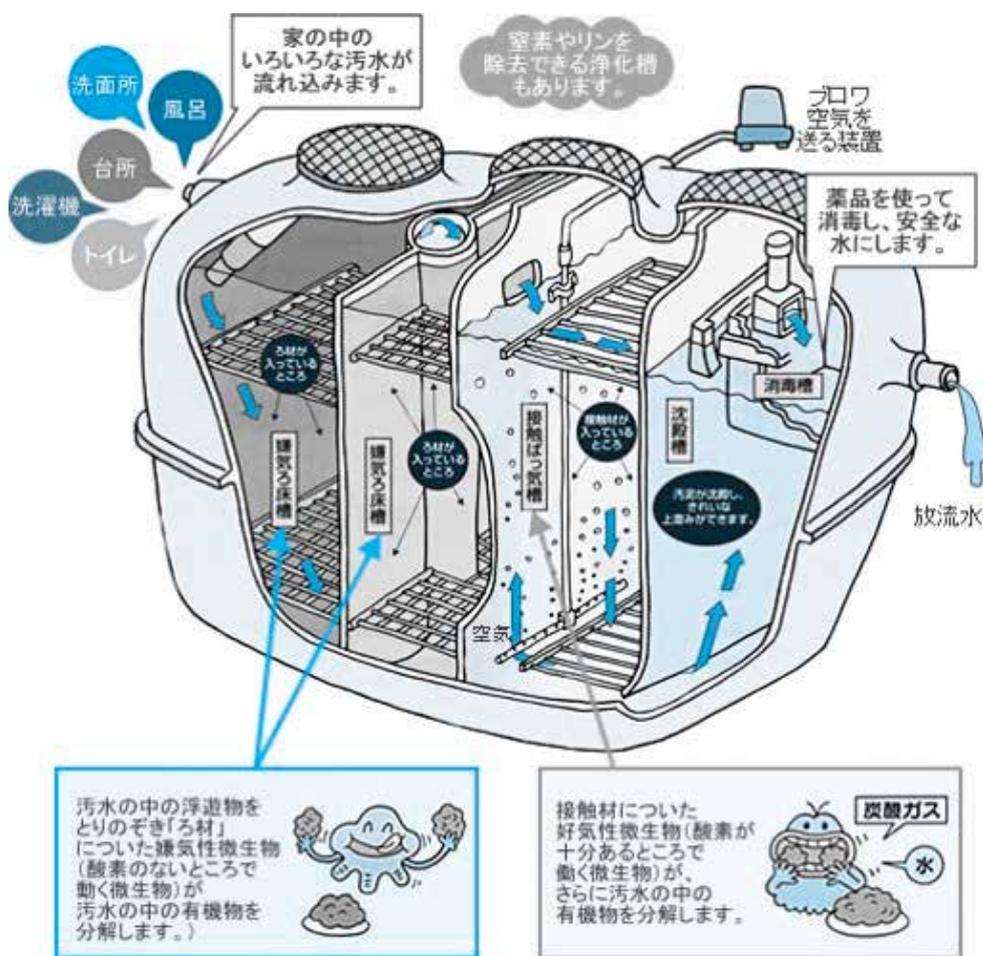
これらの管理を怠ってしまうと、放流する水がきれいになりません。環境を守るため、快適に生活するため、浄化槽を適正に維持管理していただければと思います。

おわりに

下水道のない地域では救世主となる浄化槽、とても便利な機械ですが、維持管理が少し大変…というお話をさせていただきました。

ただ、実際に浄化槽を持って維持管理をするときは業者さんにやってもらいますので、日頃生活する分には何ら違和感なく過ごせると思います。汲み取りの時に浄化槽の底のほうに溜まっている微生物を吸い取るだけですので、ポットン便所の汲み取りのときのような悪臭がするということはありません。

白馬でよく耳にするお話の一つに、「一家(別荘)を買ったんだけどポットン便所だった…」というものがあります。もしも臭いやトイレの構造が気になるようであれば、浄化槽の導入を検討してみることをおすすめします。



お問合せ 白馬村役場上下水道課 電話：0261-85-0714

シリーズ 白馬村マナー条例⑦

知っていますか？美しい村と快適な生活環境を守る条例(通称：白馬村マナー条例)

昨今の白馬村は、国内から訪れるお客さまは基より住民も多様な方々が集まり、コミュニティを形成しています。このような状況下、村では平成27年12月に、村民憲章の精神を尊重して、関係する全ての人々が幸せを感じて快適に過ごせる村づくりを目指すために、社会の一員として守るべきルールを定めた通称「白馬村マナー条例」を制定しました。第3章では啓発及び村民活動の促進を記載しています。

○目次

前文

- 第1章 総則(第1条・第7条)
 - 第2章 禁止行為等(第8条・第15条)
 - 第3章 啓発及び村民活動の促進(第16条・第17条)
 - 第4章 補足(第18条・20条)
- 附則

第3章 啓発及び村民活動の促進

(啓発活動)

第16条 村は、迷惑行為のない快適で良好な生活環境を確保するため、広報等による啓発活動その他の施策を関係機関と連携して実施するものとする。

(村民活動の促進)

第17条 村は、村民等、土地所有者等及び事業者によるモラル向上とマナー遵守に関する自発的な活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

本条は、村が行う啓発活動、村民等・土地所有者・事業者が行うマナー遵守に関する自発的な活動促進を規定しています。

広報はくば、行政ホームページ等を活用した啓発活動や、その他の施策を関係機関と連携のうえ実施し、検証を行います。今年度、関係団体より寄せられたご意見は以下のとおりです。

○観光関係

- ・統一バックカントリールール策定過程で指摘のあるスキー場地区周辺のマナーの低さを改善したいと思います。
 - ・そのためにマナー条例検討会に参加したいと思います。
 - ・規制が目的でなく住環境が良くなるため、特に冬期インバウンドに対する条例周知が重要ですが、現状は十分ではないように思います。そのため、特にインバウンド客の素行の悪さが目立っている面もあります。
 - ・条例は十分吟味して作成されており内容的に問題はなく、周知が課題だと思っています。
 - ・索道、他産業の媒体でも周知のお手伝いをしたいと思っています。
 - ・議論の場があれば参加し、具体的行動に移す際は相談したいと思います。
- ### ○防犯関係
- ・基本的に当たり前のマナーで、ほとんどの人は常識的に守れていると思います。
 - ・日本人なら常識的に理解できても、外国人観光客に理解できるかが課題です。
 - ・周知が課題、例えば村内で営業している外国人宿や飲食店経営者への周知が挙げられます。
 - ・周知のために立看板を設置することは疑問ですが、どうしてもレベルまで悪化したら必要だと思います。
 - ・村道除雪中、真夜中に歩きビールしている外国人がいて、ビール瓶が雪上に置かれている事例がありました。

○行政区関係

- ・酔った外国人同士がケンカになり、除雪幅を変更せざるを得ないこともあります。
 - ・酔って道が解らなくなりドローザーに飛び乗って道を聞かれる事例があります。特に某地区間で多く感じます。
 - ・必ず啓蒙チラシを読んでいただくことが必要で、英語だけでなく、多言語啓蒙チラシを作成し、来村時に必ず読む体制づくりが必要だと思います。
- ### ○行政区関係
- ・昨年度まで多くのインバウンド来村があり、一部、目に余る行動が見受けられました。
 - ・常識や考え方は日本人世代間でも差がありますが、国際間ではかなりギャップがあります。
 - ・当方のゲストはマナーの良い方が多く、同胞の大騒ぎに不快感を示す人もしばしばいます。
 - ・条例はマナーの良い方には不要で、マナーを守れない方には抑止にならないと思います。
 - ・法律で取り締まれる行為は、罰則も必要だと思います。
 - ・花火や公共スペースでの飲酒は禁止されている国もあり、我を忘れる程の飲酒は、提供した店への罰則もあると聞いています。
 - ・国籍を問わず、日本人でもマナーを守る方が少ないと感じます。理由は、罰則のない行為は守られないからです。例えば、高速道路以外での後席のシートベルトや歩きスマホ等が挙げられます。
- アフターコロナ、インバウンド再開を見据え、快適に過ごせる村づくりのために、みんなで条例周知を心掛けましょう！

障害年金を受給しているひとり親 家庭の児童扶養手当の見直し

現在、障害年金を受給しているひとり親家庭は、障害年金額が児童扶養手当額を上回る場合、児童扶養手当を受給できません。

このたび、児童扶養手当法が改正され、令和3年3月分から、児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるように見直しされます。ただし、所得制限審査において、障害年金を受給している人の所得には、非課税公的年金も算入することになります。

○手当を受給するための手続き

既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている人は、原則、改めての申請は不要です。それ以外の人は、児童扶養手当を受給するためには、事前に申請が必要です。

○支給開始月

通常、手当は申請の翌月分から支給対象となりますが、令和3年3月1日時点で児童扶養手当の支給要件を満たしている人は、令和3年6月30日までに申請すれば、令和3年3月分の手当から受給できます。

○申請受付窓口

子育て支援課

○その他の公的年金等を受給している人

障害年金以外の公的年金等（遺族年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など）を受給している人は、今までどおり公的年金等の額が児童扶養手当額よりも高い場合、児童扶養手当は受給できません。

お問合せ 白馬村教育委員会事務局 子育て支援課 電話：0261-85-8101

地域包括支援センターだより 〈白馬村役場職員に認知症サポーター養成講座を 行いました〉

昨年12月に認知症サポーター養成講座を10年ぶりに開催しました。20代から60代の職員73人が参加し認知症を理解してサポーターになりました。2025年には65才以上の5人に1人つまり700万人の方が認知症になると見込まれていきます。将来の白馬村の認知症高齢者はあくまでも推計値ですが2020年445人だったのが2040年では765人と1.7倍に増えて行きます。この状況を踏まえ、た上で認知症を理解し認知症の方の接し方、対応の仕方などを学びました。

今回サポーターになった職員の感想を紹介したいと思います。

「認知症にだけはないと言いう声を耳にするが、もう認知症を嫌う時代は終わり誰がなってもおかしくない時代だと思う。自分の親もなるかもしれないと考えるともっと認知症の事を理解しようと思った。」

「認知症の方の気持ちを理解したうえで接し、誰もがわかりやすい文章、話し方を心掛ける。一人一人が対応を心掛ければ、高齢者、認知症の方等にやさしい村にさらに一歩近づくと考えた。まずはご近所の方への接し方を改めて考えてみたい。」

「役場だけでなく普段の生活においても認知症と思われる方に対してやさしく見守り困っていきそうときは声をかけ身



近な所から実践したい。」
「業務も含め実生活でも相手の立場に立ってやさしくおおよらかな気持ちを持ちたいと思った。」
「自分の事としてまた各地区や隣組の繋がりで地域全体の事として考えていただきました。」

認知症になっても安心して暮らせる村へ

認知症サポーターは「なにか」特別な事をやる人ではありません。認知症について正しく理解し、偏見を持たず認知症の人や家族に対して温かい目で見守ることがスタートで、認知症の人やその家族の「応援者」です。

少人数でも構いません。お友達同士、職場の方、地域の方など認知症サポーター養成講座を随時受け付けていますのでお気軽にお声をかけてください。

また、この様子はユーチューブで放映される予定です。コロナ対応で短時間、窓口対応に特化した内容ですが参考にご覧ください。

お問合せ 白馬村地域包括支援センター 電話：0261-72-6667

子育て耳より情報 No.41

子育て支援ルームでは、春よりコロナウイルス感染拡大防止の為、見合わせていたなかよし広場を秋より再開し、親子で楽しめるようお店やさんの環境を作り2歳児を対象にお店屋さんごっこをして遊びました。

お店には、お弁当やチョコレート・カレー・ジュース・アイスクリームなど食品の空き箱を利用して作った品物を作り並べ、子どもたちは、その中から買いたい物が好きな品物を入れて楽しんでいました。

子どもは、自分以外の人を意識できるようになったその時からコミュニケーションをとりたいという欲求を持っています。特に2歳児は、「○○ください」「はい。どうぞ」などとお客さんになったりお店の人になったり人とのやりとりができるようになってきます。

身近な社会への興味が生まれたり言葉の発達の刺激にもなったりする遊びですのでおうちでもお母さんといっしょに廃品で品物を作って遊んで楽しみましょう。

今回は、子育て支援課からです。



お問合せ 白馬村教育委員会 子育て支援課 子育て支援ルーム 電話:0261-72-3025

♪白馬村食育ボランティア募集しています♪

村では食育活動の推進を図るため、地域から家庭、個人に対し、食に関する知識や技術を活かした講習や実習等様々な食育活動を実施していただける『食育ボランティア』を募集します。食に興味のある方、ボランティア活動に関心のある方、大勢の皆さまからのご応募をお待ちしております。

◆応募要件

- ・白馬村食育推進計画の趣旨、並びに食育ボランティアの役割について理解、賛同し、地域において食育活動を実践できる者、若しくは団体
- ・その他、食育推進の観点から村が適当であると認められた者、若しくは団体

◆登録方法

- ①役場 健康福祉課にある「登録申請書」に必要事項をご記入のうえご提出ください

（「登録申請書」は白馬村行政ホームページからも印刷できます）

- ②登録証の交付をもって食育ボランティアとして登録完了！活動要請がありましたら日程等をご案内し、食育活動にご協力いただきます

◆おもな活動内容

- ・お年寄り世帯に年3回届ける季節のお弁当づくり

- ・おやき、やしうま等の郷土料理を作り子どもたちへ伝える
- ・ボランティア会員の技術向上を目的とした講習会



また、「食育ボランティアにイベントを手伝ってもらいたい！」等のご依頼も随時受付中です。

詳しくは 役場 食育ボランティア事務局 までお気軽にお問合せください ☆

お問合せ 白馬村役場 健康福祉課 食育ボランティア事務局 電話:0261-85-0713



自動車の登録・検査手続きはお早めに

毎年、3月下旬は自動車の検査・登録申請が多く、窓口が大変混み合います。車検の手続きは、1ヶ月前から受検できますので、なるべく2月中旬に、廃車・名義変更等の手続きは、3月中旬までに申請されるようお願いいたします。

【問合せ先】

東北信の方は、長野運輸支局へ

電話（登録・検査） 050・5540・2042

中南信の方は、松本自動車検査登録事務所へ

電話（登録・検査） 050・5540・2043



放送大学 入学生募集

○放送大学は、4月入学生を募集しています。

○心理学・福祉・経済・歴史・文学・情報 自然科学など、約300の幅広い授業科目があり、1科目から学ぶことができます。

○全国に学習センターが設置されており、サークル活動などの学生の交流も行われています。

○出願期間は、第1回は2月28日まで、第2回は3月16日まで。

○お問合せ・資料請求

放送大学長野学習センター 電話0266・58・2332

松本支部行政書士無料相談会

○面接無料相談会

《大北会場》

相談日時：2月21日（日曜日）午前10時～午後3時

場所：大町市大町1129番地 大町市総合福祉センター 第1・第2会議室

電話：0261・22・1501

事前予約が可能です。長野県行政書士会松本支部へ御連絡ください。

お問合せ：長野県行政書士会松本支部 電話：0263・33・7166

〔シリーズ〕

防災行政無線設備の

更新事業を進めています！ Vol.9

戸別受信機

お申込みいただいた戸別受信機の配布は概ね終了しました。アナログの戸別受信機は、2月末をもってアナログ電波を停波しますので使用ができなくなります。不要となったアナログの戸別受信機は各自で処分いただくか、令和3年3月12日（金曜日）までに白馬村役場総務課までお持ちください。なお、戸別受信機のお申し込みは随時受付をしますので、「申し込みを忘れた」、「希望しなかったけれど、やはり設置したい。」等、設置を希望される方は白馬村役場総務課までお問合せください。

令和2年度事業では世帯主の方に無償での貸与で実施となりましたが、今回の事業に該当しなかった事業所、別荘の方へは令和3年4月より、有償で設置が可能となります。

防災アプリ

防災アプリは、緊急の防災情報や村の行政情報、避難所情報等が入手できます。スマートフォンから情報が発信されることで、今まで以上に情報が受け取りやすくなります。ぜひ、一人でも多くの村民の皆さまにダウンロードしていただきますようお願いいたします。

防災アプリは令和3年2月下旬より随時説明会を行っていく予定ですが、新型コロナウイルス感染症拡大の情勢を鑑みながら開催を計画しますので、後日、村ホームページ等でお知らせします。



お問合せ 白馬村役場 総務課 総務係 電話：0261-72-7002



健診の受け方に迷ったら… こんな制度があります！

人間ドックを受ける方

国民健康保険・後期高齢者医療保険にご加入の方

▶▶ 結果と領収書を添えて申請すると、費用補助を受けられます。

人間ドックの受診を健診に代えることができるだけでなく、一部費用補助(上限あり)も受けられます。また、健診・人間ドックを受けた場合は、脳ドックの費用補助(上限あり)も受けられます。詳細は、住民課(☎0261-85-0715)にお問合せください。

●同一年度内に村の健診(検査結果提出含む)を受診する場合、人間ドックの費用補助を受けられませんので、ご注意ください。

生活習慣病で治療中の方

国民健康保険にご加入の40～74歳の方

▶▶ 生活習慣病で治療中でも、特定健診の対象者です。

村の健診を受けられない場合は、血液検査の結果をご提出ください。

高血圧・糖尿病・脂質異常症等で白馬村・小谷村・大町市・池田町・松川村の医療機関を受診中の方は、血液検査等の結果提出で特定健診に代えることができます。

◆検査結果の提出方法◆

- ①「検診調査票」の「他で受ける」に○をし、医療機関名を記入し返送する
- ②該当の医療機関を受診している場合、村から指定の専用用紙が届く
- ③かかりつけ医に指定の専用用紙を提出する

●ご自身の血液検査の内容で提出可能かどうかは、かかりつけ医にご相談ください。

●同一年度内に人間ドックを受診する場合は、この制度を利用できません。

職場の健診を受ける方

国民健康保険にご加入の40～74歳の方

▶▶ 職場の健診を受けた場合、健診結果をご提出ください。

パート先等の職場の健診を特定健診に代えることができます。結果の提出にご協力ください。村の保健指導を受けることも可能です。

◆健診結果の提出方法◆

健診結果のコピーを健康福祉課保健師に提出するのみでOK！

社会保険の被扶養者の方

社会保険加入者の被扶養者で40～74歳の方

▶▶ 所定の手続きをすると、村の会場で特定健診を受けられます。

協会けんぽ、組合健保、共済健保等の被用者保険の加入者の被扶養者の方は、村の会場で特定健診を受診することができます。ただし、受診券(ご加入の被用者保険から届く)と事前予約が必要です。詳細は、ご加入の被用者保険(健康保険証を参照)にお問合せください。

◆受診の流れ◆

- ①健康保険証の発行元である被用者保険から、受診券が届く
- ②健康づくり事業団に電話で日時の予約をする
⇒ 専用フリーダイヤル: 0120-10-6969 (平日9時～18時)
- ③健康づくり事業団から問診票が届く
- ④ふれあいセンターで特定健診を受診する

●この制度の運営主体は、白馬村ではなく、ご加入の被用者保険です。ご加入の被用者保険によっては、制度を利用できない場合がございます。

お問合せ 白馬村役場 健康福祉課 電話：0261-85-0713



健康づくりだより

令和3年度 各種健診・がん検診 お申込みを開始します！

『白馬村令和3年度検診調査票』を各世帯へ送付しました。

封筒の内容をよくご確認ください、必要事項をご記入の上、同封の返信用封筒でご返送いただくか、健康福祉課の回収箱にご提出ください。

封筒はコレ！

記入・提出で申込み完了！



※同一世帯の対象者全員分が、
1枚の調査票に記載されています。

締め切り: 令和3年3月4日(木曜日)

令和3年度 各種健診・がん検診 一覧表

◆ 基本の健診 ◆

検査名	自己負担額	対象者	検査内容
特定健診	無料	40～74歳の国保加入者	<ul style="list-style-type: none"> 身体計測(体重・身長など) 血圧測定 尿検査(尿蛋白・尿糖・尿潜血) 血液検査 <ul style="list-style-type: none"> ◇脂質代謝 ◇糖代謝 ◇肝機能 ◇腎機能 ◇貧血 ◇他 心電図検査 医師診察 保健相談
後期高齢者健診		75歳以上の方	
若年健診	2,000円	30～39歳の方	(若年健診には眼底検査はありません)

◆ がん検診 ◆

検査名	自己負担額	対象者	検査内容
結核・肺がん検診	800円	40歳以上の方	胸部X線撮影
喀痰検査	500円	50歳以上の方 喫煙指数600以上の方のみ	検体採取(喀痰3日分)
胃がん検診	1,800円	40歳以上の方	胃部X線撮影(バリウム検査)
大腸がん検診	500円		検体採取(便2日分)
前立腺がん検診	1,800円	50歳以上の男性	血液検査(PSA特異抗原)
子宮がん検診	2,000円	20歳以上の女性 前年度に村の子宮がん検診を受けていない方のみ	子宮頸部細胞診、内診
乳がん検診	2,000円	40歳～74歳の女性 前年度に村の乳がん検診を受けていない方のみ	乳房X線撮影(マンモグラフィ)

※対象年齢は、すべて年度末(令和4年3月31日)の年齢で表記しています。

※がん検診については、原則料金の3分の1相当を自己負担額として頂戴しております。



○特別整理休館（蔵書点検）のお知らせ（色がついてる日が休館日になります。）

月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜	日曜
2月15日	2月16日	2月17日	2月18日	2月19日	2月20日	2月21日
2月22日	2月23日	2月24日	2月25日	2月26日	2月27日	2月28日
3月1日	3月2日	3月3日	3月4日	3月5日	3月6日	3月7日

2月19日(金曜日)から3月4日(木曜日)まで、すべての図書の所在を明らかにするため、図書の総点検を行います。休館中、ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

2月の貸し出しは2月18日(木曜日)まで。 貸し出しの再開は3月5日(金曜日)からです。

なお、休館中に図書を返却くださる場合は、図書館東側の壁に設置の「図書返却口」(返却ポスト)へお入れください。ただし、視聴覚資料(DVD・CD)は、「図書返却口」には入れないでください。3月5日以降に、館内返却カウンターへお返しくださいますよう、お願いします。

うっかり返し忘れていた図書はありませんか？ 長期間、返却いただけていない図書があります。 この機会に、ご確認ください。

Q.「図書館の本(DVD・CD)だという目印ってなに？」

A.「①②③のどれか1つでも該当すれば
図書館の本です。DVD・CDは、**図書館名の書かれた専用ケース**に、はいています」



DVD・CDの専用ケース



②本の表紙(裏表紙か、おもて表紙)を開くと、「貸出期限票(返却期日票)」とブックポケット(本のタイトルを書いているカードを入れるポケット)がついている。



③本の表紙の部分に白馬村図書館の名前付きのバーコードシールが貼ってある。または、本の中に所蔵館印が押してある。



図書の返却口(返却ポスト)ってどこにあるの？

図書館の建物東側。図書館の入り口の扉に向かって左側がスロープ(傾斜した部分)になっています。

そこを降りていただくと「図書返却口」は建物の壁に設置されています。返却口(返却ポスト)の開閉部分を片手で押し上げた状態で、本をお入れください。なお、DVD・CDはポストに返却しないで下さい。



○持ち主をさがしています

アニメのDVDの持ち主を探しています。図書館で借りたDVDを返す時に、自宅のものが紛れ込んでしまったようです。お心当たりの方は、ご連絡ください。



2月～3月 保健ガイド

16日～翌月末までの予定を日付順に記載しています。

■ 乳幼児健診等

会場:ふれあいセンター1階

月日	事業名	対象になるお子さん
2月16日(火)	乳児健診	2020年9月生・2020年3月生
2月17日(水)	遊びの教室 ほっぷ③	2018年10月～11月生
2月18日(木)	もぐもぐの日	2020年6月～7月生
2月19日(金)	1歳半健診	2019年6月～8月19日生
2月25日(木)	2か月育児相談	2020年12月生
3月11日(木)	よちよち相談	2019年10月～12月生
3月16日(火)	2か月育児相談	2021年1月生
3月17日(水)	乳児健診	2020年10月～2020年4月生
3月19日(金)	3歳健診	2018年1月5日～3月19日生
3月24日(水)	2才相談	2018年12月～2019年3月生

■ 予防接種

会場:ふれあいセンター1階

月日	事業名	対象になるお子さん
2月26日(金)	乳幼児予防接種	個別にご案内しています
3月12日(金)		
3月26日(金)		

■ 心配ごと相談

開設日	時間	場所	相談員	お問合せ先
3月10日(水)	13:00～15:00	白馬村保健福祉 ふれあいセンター2階 ボランティアルーム	司法書士 人権擁護委員 民生児童委員	白馬村社会福祉協議会 0261-72-7230

※予約は必要ありませんので、お気軽にお越しください。

■ 心の相談会(予約制)

開設日	時間	場所	お問合せ先
3月23日(火)	10:00～15:00	白馬村保健福祉 ふれあいセンター 2階 福祉相談室	白馬村役場健康福祉課 0261-85-0713

※電話でご予約ください(匿名可)。相談時間は1人30分程度です。

■ ひきこもり等相談会(予約制)

開設日	時間	場所	お問合せ先
2月18日(木)	13:30～15:30	白馬村保健福祉 ふれあいセンター 2階 婦人室	白馬村役場健康福祉課 0261-85-0713

■ 子育て支援ルーム 行事日程

月日	行事名	対象	開始時間
3月1日(月)	月曜育児相談(要予約:詳しくは欄外*印をご覧ください)	予約した方	

※現在、支援ルームの開室は自由利用となっています。新型コロナウイルス感染の状況により、閉室又は開室時間の変更をする場合もあります。ご不明な点については、子育て支援ルーム(0261-72-3025)にお問合せください。

*月曜育児相談は完全予約制で行います。(ふれあいセンター1階)

予約は子育て支援課 宮脇(0261-85-8101)迄ご連絡をお願いします。

■ 休・祝日緊急当番医表

月日	曜日	北部地区 (白馬・小谷)	大町市内	南部地区 (池田・松川)	歯科			白馬村内薬局 当番店
2月23日	火	小谷村診療所	遠藤内科医院	近藤医院	師岡歯科	池田町	(0261)62-9781	—
2月28日	日	横沢医院	菊地クリニック	西森整形外科	砂田歯科医院	大町市	(0261)22-0648	白馬アップル薬局
3月7日	日	栗田医院	小野医院	太田医院	岡江歯科医院	松川村	(0261)62-9888	太田薬局
3月14日	日	神城醫院	平林医院	あづみ病院	竹内歯科医院	池田町	(0261)62-2151	フジノヤ薬局
3月20日	土	白馬診療所	横澤内科医院	松本クリニック	西澤歯科医院	大町市	(0261)22-5091	フジノヤ薬局
3月21日	日	小谷村診療所	市立大町総合病院	せりざわクリニック	武田歯科医院	白馬村	(0261)72-8060	—
3月28日	日	横沢医院	野村クリニック	吉村医院	佐藤歯科医院	大町市	(0261)23-3211	白馬アップル薬局



姉妹都市コーナー

静岡県 河津町



懐かしい友達と写真を撮る新成人

未来へ飛躍を誓う新成人

令和3年河津町成人式が1月10日、河津中学校体育館で行われました。新成人62人のうち45人が出席し、成人として責任と自覚を胸に飛躍することを誓いました。

コロナ禍での成人式となりましたが、感染症対策を徹底した会場には、晴れ着姿に身を包んだ新成人らが集まり、あふれる笑顔が広がりました。

和歌山県 太地町



包括連携協定締結式

1月15日（金）、太地町役場において、太地町と日本郵便株式会社との包括連携協定締結式を行いました。

この協定は、太地町の住民サービスの向上、地域の一層の活性化を図ることを目的として締結するものです。

連携する内容は、防災・災害対策に関すること、安心・安全な暮らしの実現に関すること、未来を担う子どもの育成に関すること、地方創生に関することなどです。

太地町と日本郵便株式会社との間では、これまで、ご当地オリジナルポストの設置、オリジナル切手の作成、小地域ネットワーク活動「ふれあいネット」（住民の見守り活動）への参画など様々な連携を実施していますが、これを契機に住民生活のさらなる向上が図られることが期待されます。

有料広告欄

スマホアプリで広報はくば配信中！！

マチを好きになるアプリ

App Store からダウンロード Google Play マチにインストール

広告募集中

広報はくばおよび白馬村行政公式ホームページに掲載する広告（有料）を募集しています

*お問い合わせ 白馬村役場総務課

ケーブルテレビ白馬に関するお問い合わせは…

ケーブルテレビ白馬指定管理者：
株式会社エーアイシーコミュニケーションズ
受付時間：平日午前8時30分～午後5時30分
・加入／故障等のお問い合わせは
TEL 0261-85-0074
・取材等のお申し込みは
TEL 0261-85-0116

認知症の相談窓口は

地域包括支援センターです
お気軽に72-6667にお電話ください

白馬村の認知症サポーター数 620人
(平成29年1月現在)



編集後記

今月号の表紙写真は、1月中旬、飯田地区の民家の庭先に現れたホンドギツネです。(例年2月号では、姉妹都市スキー交流の様子を掲載していましたが、今年は新型コロナの影響により中止になってしまいました。)降雪に恵まれている今シーズン、降り積もった雪の上に動物の足跡を見かけることも多い気がします。晴れた日には、足跡から何の動物かを想像しながらの散歩など、運動不足解消にいかがでしょうか。

(広報編集担当：太田)

人口：8,675人 男：4,338人 女：4,337人 世帯数：4,064世帯
(令和3年2月1日現在)

※ 上記の数字には、外国籍の住民・世帯数も含まれています。
住民基本台帳法の一部が改正されたことにより、外国籍の住民の皆さんも住民基本台帳に登録されることとなりました。(平成24年7月9日改正法施行)